

福岡市営繕工事における週休2日交替制工事実施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施しているところである。

本実施要領は、週休2日の現場閉所が困難な工事において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の休日確保に取り組む工事の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日交替制

- ① 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。
- ② 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、悪天候等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(3) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合

(4) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

3. 対象工事

福岡市が発注する営繕工事のうち、以下に該当する工事とする。

- ・維持管理工事等、緊急性が高く、休日に作業が必要な工事

- ・社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

① 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日交替制に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

② 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

なお、工事着手後においても再度協議を行い、月単位の週休2日に取り組むよう変更することができる。

5. 積算方法等

(1)補正方法

休日率の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

なお、休日率を算出する際、当該工事に従事した期間が1週間に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする。

	労務費（複合単価）	市場単価等
① 月単位の4週8休以上	1.04	別紙①
② 通期の4週8休以上	1.02	別紙①

(2)積算及び変更方法

① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

休日率の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

② 受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算し

て予定価格を作成する。

休日率の達成状況を確認、月単位の4週8休以上を満たす場合は、補正係数を(1)①に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。また、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

(1)対象工事である旨等の明示は、現場説明書及び特記仕様書への記載により行うものとする。

(2)(1)の記載は、別記1の記載例を参考にするものとする。

7. 休日の確認方法等

(1) 休日の確認方法

①工事着手前

- ・監督職員は、現場代理人、技術者及び技能労働者毎の休日日数の予定を記載した「休日取得計画書」を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

②工事着手後

- ・受注者は、監督職員による休日の状況の確認のため「休日取得実績報告書」に休日日数を記載し、監督職員に提出する。
- ・監督職員による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

③その他留意事項

- ・休日率の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

(2) 週休2日交替制工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日交替制工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3)適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保する、猛暑による作業不能日数を考慮する(別記2)など適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4)工事成績評価

週休2日を達成できた場合、工程管理の項目で評価する。なお、達成できなかった場合に減点を行わない。

8. その他

(1)証明書の発行

週休2日交替制工事を実施した受注者(希望者のみ)に週休2日実施証明書を発行する。

附則

本実施要領は、令和4年8月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

令和6年4月1日改定

令和6年10月1日改定

(別記 1) 現場説明書等における記載例

(1) 現場説明書

①発注者指定方式の場合

本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することを前提に、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日交替制工事（発注者指定方式）である。

②受注者希望方式の場合

本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することを前提に、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日交替制工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休 2 日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

(2) 特記仕様書

週休 2 日交替制工事

1. 週休 2 日交替制工事の対象工事について

本工事は、週休 2 日交替制工事の対象工事であり、週休 2 日交替制を前提とした工期を設定している。

2. 発注方式について（該当事項○印）

- ・発注者指定方式（発注者が月単位の週休 2 日交替制に取り組むことを指定して実施（通期の週休 2 日交替制は必須））
- ・受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に月単位の週休 2 日交替制に取り組む旨を協議して実施（通期の週休 2 日交替制は必須））

3. 費用補正について

1) 発注者指定方式の場合、月単位の 4 週 8 休以上を前提に労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。休日率を確認し、月単位の 4 週 8 休以上に満たない場合は、労務費の補正を変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

2) 受注者希望方式の場合、通期の 4 週 8 休以上を前提に労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。休日率を確認し、月単位の 4 週 8 休以上を満たす場合は、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を増額変更する。また、

通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

3) 補正率は、「福岡市営繕工事における週休2日交替制工事実施要領」を参照すること。

4. その他

1) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場の運営に支障がないよう配慮すること。また、発注者との連絡体制の確保について、事前に協議を行うこと。建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

2) 「福岡市営繕工事における週休2日交替制工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術情報>週休2日工事）

(別記2) 猛暑日

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間とする。

(2) 工事発注時の取扱い

工事発注時は、下記のいずれかの取り扱いとし、下記(4)の記載例を参考に、特記仕様書に明記する。

- ① 猛暑による作業不能日数を当初の工期に見込む場合
- ② 猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、契約書第21条に基づき、受注者からの請求により協議し、工期の変更を行う場合

① 猛暑による作業不能日数を当初の工期に見込む場合

猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）の 8 時から 17 時までとし、上記(1)に該当する時間を、過去 5 年の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

② 猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、契約書第21条に基づき、受注者からの請求により協議する場合

受注者からの請求に基づき、必要があると認められる場合、工期を延長する。工期の変更に係る取り扱いは、下記(3)②を参照する。

(3) 工期の変更に係る取扱い

① 猛暑による作業不能日数を当初の工期に見込む場合

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記(1)に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記(2)①において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

② 猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、契約書第21条に基づき、受注者からの請求により協議し、工期の変更を行う場合

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、上記(3)①の算定方法による。この日数が、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

(4) 特記仕様書記載例

猛暑による作業不能日数

1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）

- ・本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。

なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

- ・本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。